

領土問題の解決は徹底して平和的で筋を通した外交交渉を通じて

田中則夫（当会事務局長・龍谷大学教授）

<尖閣諸島の日本領土編入の経緯>

昨年 9 月、尖閣諸島沖で中国漁船が日本の海上保安庁の船に衝突した事件がきっかけとなり、尖閣諸島の領有権を中国がまた改めて主張しています。尖閣諸島は、1885 年以降、日本が現地調査を繰り返し、これがいずれの国の支配も及んでいない無人島であることを確認の上、1895 年 1 月に正式に日本の領土に編入したところです。尖閣諸島は、第二次世界大戦後、米国による信託統治下におかれた南西諸島の一部とされ、1972 年の南西諸島の返還に伴い、日本に復帰しました。中国が尖閣諸島への領有権を公式に主張したのは、1971 年 12 月のことです。東シナ海の石油資源の存在が明らかとなったことがきっかけでした。それまでは、日本領土の一部とされてきたことについて、中国が抗議を行ったことはありませんでした。

<領土紛争から目をそむけない>

日本政府は、東シナ海に中国との間に領土紛争は存在しないという立場をとっています。しかし、国際法で確立している「紛争」の定義からすると、無理があります。「紛争とは、二つの主体間の法律または事実の論点に関する不一致、法律の見解または利益の衝突である」と定義されます。それゆえ、尖閣諸島をめぐる日中間に領土紛争があることを否定することは困難です。かつて、国連事務総長も、尖閣諸島をめぐる日中間の紛争の存在を認めています。日本は、韓国との間では竹島をめぐる、ロシアとの間では千島（北方領土）めぐって、領土紛争をかかえています。韓国もロシアも、日本との間に領土紛争はないという立場をとっていますが、この両国の立場にも無理があります。

<領土問題の処理の基本原則>

第二次世界大戦後の領土問題の処理の基本原則として、連合国は、領土不拡大の原則を確認してきました。戦争に勝っても領土を奪わない、しかし、以前に戦争で奪った外国の領土は返還させるという考え方です。この原則に基づき、日本は暴力と強欲により奪った地域から駆逐されました。中国との関係では、日清戦争で奪った台湾や澎湖諸島は中国に返還することが決められました（1951 年の対日平和条約）。しかし、尖閣諸島は、日本が暴力と強欲により奪った地域ではなく、返還の対象とはされませんでした。このことを筋を通して、繰り返し説明することが大切です。

<真の友好関係の構築が領土問題解決の大前提>

領土問題であれ何であれ、国際紛争は平和的な手段によって解決されなければなりません。これは国際法のもっとも重要な基本原則です。紛争の解決のために、軍力や軍事同盟を用いることは許されません。すべての国は、紛争を悪化させることにつながる、いかなる行動もとってはならない義務を負っています。紛争を平和的に解決するためには、そのことを可能にするための環境を整備することも不可欠です。東アジアにおいて、軍事的な緊張を高めない努力、たとえば、この地域を軍事同盟も核兵器もない地域にすることなど、必須の課題があることを、忘れてはなりません。近隣の諸国の間で、真に友好的な関係を構築することなしには、領土問題の解決を展望することはできません。

以上